

# 兵庫県公報

令和6年6月24日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公安委員会告示 ○ 遊泳区域の指定 .....	ページ 1
----------------------------	----------

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第147号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月24日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤 田 隆

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目	神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月11日から同年8月25日までの間	須磨警察署
林崎海水浴場	明石市林崎町3丁目	明石市林崎町3丁目地先の海域で、林崎海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月1日から同年8月31日までの間	明石警察署
的形海水浴場	姫路市的形町の形	姫路市的形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月2日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月10日から同年8月31日までの間	飾磨警察署

兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月1日から同年8月31日までの間	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月20日から同年8月18日までの間	たつの警察署
丸山県民サンビーチ海水浴場	赤穂市尾崎	赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月15日から同年8月15日までの間	赤穂警察署
赤穂唐船サンビーチ海水浴場	赤穂市御崎	赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月15日から同年8月15日までの間	赤穂警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月7日から同年8月25日までの間	豊岡警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月1日から同年8月25日までの間	豊岡警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月1日から同年8月26日までの間	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月16日までの間	美方警察署
佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月20日から同年8月18日までの間	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通1丁目	洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月12日から同年9月1日までの間	洲本警察署

岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
尾崎海水浴場	淡路市尾崎	淡路市尾崎地先の海域で、尾崎海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月13日から同年8月25日までの間	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路	南あわじ市松帆古津路地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	令和6年7月6日から同年8月25日までの間	南あわじ警察署